

大阪大学 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

(平成 30 年 7 月 23 日 施設担当理事裁定)

(目的)

第 1 条 本方針は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)を受け、大阪大学において、施設整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討に関する事項を定めることにより、効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、大学構成員等に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「施設整備事業」とは、施設の整備等に関する事業をいう。
- (2) 「利用料金」とは、施設の利用に係る料金をいう。
- (3) 「運営等」とは、運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (4) 「整備等」とは、建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
- (5) 「優先的検討」とは、本方針に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

(優先的検討の対象とする事業)

第 3 条 次の (1) 及び (2) に該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 利用料金の徴収を行う事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業
 - (2) 建設費の総額が 10 億円以上の施設整備事業（建設又は改修を含むものに限る。）
- 2 次の各号に掲げる施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。
- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている施設整備事業
 - (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
 - (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
 - (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある施設整備事業

(適切な PPP/PFI 手法の選択)

第 4 条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、次条の簡易な検討又は第 6 条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、次条の簡易な検討を省略し、第 6 条の

詳細な検討を実施できるものとする。

- (1) 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式

(簡易な検討)

第 5 条 別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次の各号に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

2 第 4 条に基づき複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

3 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、2 項にかかわらず、次の各号に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第 6 条 第 5 条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第 7 条 第 5 条第 1 項及び第 2 項の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容

2 第 5 条第 3 項の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨
- (2) 客観的な評価結果の内容

3 第 6 条の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、入札手続の終了後等適切な時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容

(その他)

第8条 本指針に定めるもののほか、本指針の実施に関し必要な事項は、施設担当理事が定める。

附 則

- 1 この方針は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この改定は、平成30年7月23日から施行する。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法
合計（※1）		
合計（※1）（現在価値）		
財政支出削減率		
その他（前提条件等）		

※1 整備・運営等、係る費用の合計